



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月24日（火） 第10382号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課） 2
- 群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 2
- 群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 3

### 告 示

- 公金事務の委託（林政課） 5
- 土地収用法の規定による事業認定（監理課） 6
- 令和8年度及び令和9年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（会計管理課） 8

### 公 告

- 群馬県農業振興地域整備基本方針の変更（農業構造政策課） 13
- 土地改良事業計画の変更に係る縦覧（農村整備課） 14
- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） 14

### 正 誤

- 令和7年12月26日群馬県選挙管理委員会告示第85号（選挙管理委員会） 14





に、「一般」を「一般・その他」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号の規定中「あて」を「宛て」に

「フリガナ

代表者氏名

代表者住所

生年月日

電話

(フリガナ)

代表者氏名

電話番号

年月日

に

を

に改める。

別記様式第七号中「あて」を「宛て」に

「フリガナ

代表者氏名

代表者住所

生年月日

電話

(フリガナ)

代表者氏名

電話番号

年月日

に

を

に改める。

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附則

■ 告 示

◎群馬県告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年3月24日

群馬県知事 山 本 一 太

指定公金事務取扱者の所在地及び名称	委託した公金事務に係る歳入等	法第243条の2第1項の規定による指定をした日	法第243条の2第1項の規定による委託をした日	委託期間
群馬県藤岡市本郷820番地9 グリーンクラフトマン株式会社	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例（平成10年群馬県条例第26号）第3条第4項に規定する使用料のうち、伊香保森林公園及び憩の森に係るもの	令和8年3月12日	令和8年3月12日	令和8年3月12日から令和9年3月31日まで
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2935番地 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例第3条第4項に規定する使用料	令和8年3月12日	令和8年3月12日	令和8年3月12日から令和11年3月31日まで
群馬県藤岡市中栗須327番地 藤岡市	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例第3条第4項に規定する使用料	令和8年3月12日	令和8年3月12日	令和8年3月12日から令和11年3月31日まで
群馬県藤岡市本郷820番地9 グリーンクラフトマン株式会社	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例第3条第4項に規定する使用料のうち、みかぼ森林公園に係るもの	令和8年3月12日	令和8年3月12日	令和8年3月12日から令和11年3月31日まで
群馬県利根郡川場村大字谷地2054番地4 利根沼田森林組合	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例第3条第4項に規定する使用料	令和8年3月12日	令和8年3月12日	令和8年3月12日から令和11年3月31日まで
群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚377番地5 J A 邑楽館林千代田町緑化組合 代表者 増尾 雅樹	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例第3条第4項に規定する使用料	令和8年3月12日	令和8年3月12日	令和8年3月12日から令和13年3月31日まで

## ◎群馬県告示第81号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和8年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 吉岡町
- 2 事業の種類 吉岡町学校給食センター整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 北群馬郡吉岡町大字北下字北発地岡地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 吉岡町教育委員会事務局
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するものである。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和7年7月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性

## ア 得られる公共の利益

現在吉岡町における学校給食は、昭和63年建設の吉岡町学校給食センター(以下「現在の給食センター」という。)によって、町内の小中学校3校に提供されている。

しかし、現在の給食センターは、施設・設備上の課題として、調理設備以外の施設が老朽化及び狭隘化しており、これを放置した場合、将来的に多額の修繕費用が必要となるとともに、大規模修繕を行うためには、修繕工事により給食を提供できない期間が発生する可能性がある。さらに、衛生管理上の課題としては、汚染・非汚染区域の物理的区別と食材の動線管理が不十分であるほか、食物アレルギー食に対応できない状況になっている。これらを放置することにより、給食の提供の際に、食中毒事故を引き起し、社会的、経済的、公共的な不利益・損失が生じるおそれがある。

このような課題を解決するため、吉岡町は、令和元年6月に同町で策定した「学校給食センター個別施設計画」や同年10月に吉岡町教育委員会が吉岡町学校給食センター運営委員会に対して行った諮問に対する答申を踏まえ、「吉岡町学校給食調理施設基本計画基本構想」を策定した。そして、この構想に基づき、同町が令和7年7月に策定した「吉岡町学校給食センター整備基本計画」において、新たな給食センターを別敷地に新設することとし、建設候補地を選定した。本件事業は、「安全安心でおいしい給食を安定的に継続して児童生徒に提供すること」及び「地産地消の推進」に重点を置き、現在給食の提供を行っている3小中

学校のうちの明治小学校に近接し、他2校に対してもアクセス性に優れる、「吉岡町大字北下字北発地岡」地内に新たに給食センターを整備するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響について、起業地は希少な野生動植物の生息及び生育情報は確認されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な対策を講ずることとしている。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当するが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合は、吉岡町教育委員会と協議し、必要に応じ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、「吉岡町学校給食センター整備基本計画」に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通条件や敷地特性、施工性の観点から候補地として、起業地を吉岡町大久保地内とする案、吉岡町大字北下字北発地岡地内とする案（以下「申請案」という。）、吉岡町大字大久保字宮田地内とする案の、3案による比較検討も行われており、申請案は、他の2案と比較すると、食材運搬車両や給食運搬車両が出入りする道路の視認性が高く利便性に優れていることに加え、臭気が霧散しやすく周辺環境への影響が少ないこと等から、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

#### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現在の給食センターは、調理設備以外の施設が老朽化及び狭隘化しており、これを放置した場合、将来的に莫大な修繕・更新費用その他修繕工事による給食が提供できない期間が発生するおそれがあるため、本件事業を早期に施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

ウ したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

◎群馬県告示第82号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和8年度及び令和9年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（令和7年群馬県告示第189号）（以下「旧告示」という。）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車、その他特種用途自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
	厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、お茶、学校給食用食材

	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属、旗
	荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工食用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工食用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力(販売)
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内、コールセンター・電話交換
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物

	処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理	
運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務	
情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理	
検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究（シンクタンク）、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査	
イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作	
研修・講習	研修・講習	
事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理	
人材派遣	労働者派遣	
リース・レンタル	事務用機器（リース）、情報機器（リース）、産業・建設機器（リース）、医療機器（リース）、ボイラー機器（リース）、電算システム（リース）、自動車（リース）、イベント用品（リース）、動植物（リース）、その他（リース）、事務用機器（レンタル）、情報機器（レンタル）、産業・建設機器（レンタル）、医療機器（レンタル）、ボイラー機器（レンタル）、電算システム（レンタル）、自動車（レンタル）、イベント用品（レンタル）、動植物（レンタル）、その他（レンタル）	
医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉	
車両整備	自動車整備、機械整備	
その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務	
再生資源化	再生資源化	
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力（購入）

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納のある者

## 3 審査項目

- (1) 申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における物件等の年平均の生産額又は販売額
- (2) 審査基準日の直前の事業年度（個人にあつては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額
- (3) 審査基準日の前日における従業員数
- (4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額）
- (5) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものの）
- (6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 令和8年4月1日（水）から令和9年9月15日（水）までとする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和8・9年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集（随時申請）に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。）
- (2) 納税証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。）
- (3) 財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。）
- (4) 確定申告書等の写し（審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。）
- (5) 営業に許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
- (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
- (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書（所管公共職業安定所の受付印が押されたもの）の写し
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書
- (11) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第5項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの）の写し
- (12) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し（認

証書の認証期間に審査基準日が含まれたもの)

- (13)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境G S 認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境G S 認定制度認定書の写し
- (14)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21 認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21 認証・登録証の写し
- (15)職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書
- (16)従業員が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれたもの)の写し
- (17)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で協力雇用主として申請日から過去2年間において3か月以上保護観察対象者等を雇用した場合は、前橋保護観察所長が発行する証明書
- (18)入札参加申請日において、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの「登録企業リスト」にて公開されている場合は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上の登録企業リストのページで、「企業名で検索」をクリックし、自社名を入力の上検索した結果のページを印刷したもの

#### 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。  
なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。  
なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

#### 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和10年3月31日までとする。

#### 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地又は住所を変更したとき。
- (3) 電話番号、F A X 番号又はメールアドレスを変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。

#### 12 資格の取消し等 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とす

る。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
  - (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
  - (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
  - (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、法人番号、代表者氏名、郵便番号、所在地及び電話番号）、格付等級、資格区分及び営業品目）について公開する。
  - (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。
- 附則
- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
  - 2 この告示の施行の日前に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

## ■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、群馬県農業振興地域整備基本方針を令和8年3月16日次のとおり変更した。

令和8年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 群馬県農業振興地域整備基本方針の変更概要 昭和45年3月23日に定めた基本方針を次のとおり変更した。
  - (1) 「第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」における「確保すべき令和17年の農用地区域内の農地面積」の目標をおおむね5万3千haと設定した。
  - (2) 環境負荷低減・資源循環型農業への転換の推進を追加した。
  - (3) その他の事項については、前回（令和3年6月16日）の変更から5年を経過していることから、現状を踏まえた表現に修正した。

- 2 縦覧場所 群馬県農政部農業構造政策課、各農業事務所担い手・園芸課及び県民センターにおいて縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により県営大正用水3期土地改良事業計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年3月24日

群馬県知事 山本 一太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営大正用水3期土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和8年3月25日から同年4月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>) 並びに前橋市役所及び伊勢崎市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、箕郷都市計画下水道高崎公共下水道及び榛名都市計画下水道高崎公共下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月24日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類及び名称 箕郷都市計画下水道高崎公共下水道  
榛名都市計画下水道高崎公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年3月2日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び高崎市下水道局総務課

**■ 正 誤**

○選挙管理委員会告示正誤

令和7年12月26日群馬県選挙管理委員会告示第85号（政治資金規正法関係情報公開規程の一部を改正する告示）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10359号	29	上欄	6～7	政治資金規正法関係情報公開規程第15条第1号	政治資金規正法関係情報公開規程第15条第1項

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---